

定時巡回・随時対応型訪問介護看護料金表

H30.4～

基本料金(介護)

要介護区分	月額		※1 (1日)		※2 (1回)	
	報酬単位	1割負担額	日割単位	1割負担額	報酬単位	1割負担額
要介護1	5,666	5,785	186	190	△62	△63
要介護2	10,114	10,326	333	340	△111	△113
要介護3	16,793	17,146	552	564	△184	△188
要介護4	21,242	21,688	699	714	△233	△238
要介護5	25,690	26,229	845	863	△281	△287

* 月途中の利用開始や中止の場合、および短期入所利用された場合は日額計算になります。

* 通所系サービスを利用された日は、減算になります。

加算料金(介護)

加算項目	報酬単位	1割負担額	算定要件
初期加算	30/日	31	利用開始日以降30日に限り加算
サービス強化体制化加算	640/月	653	介護福祉士や常勤職員の占める割合や職員の勤務年数が評価基準を満たしている事業所に加算
総合マネジメント体制強化加算	1,000/月	1,021	利用者が在宅での生活を無理なく継続できるよう積極的な連携体制を行った場合に加算
中山間地加算	基本単位数×5%		通常の事業実施地域を以外でのサービスを提供した場合に加算
介護職員処遇改善加算(I)	総単位数×13.7%		介護職員の処遇改善に積極的に取り組む事業所に加算

* 上記基本料金及び加算料金は、富山市の地域単価10.21を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。

* 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

* 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。また介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

その他利用料・・・下記については、別途利用者負担となります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◎貸出用の緊急通信端末をご利用になる場合の利用者宅から事業者への通報に係る通話料 ◎通常のサービス実施区域外の日用品の買い物や受薬等 ◎通院に伴う、院内の付き添い |
|---|

訪問看護を利用の場合には、連携先の訪問看護事業所への別途支払いが生じます。